

パートタイム労働者の年次有給休暇

Q パートタイマー（時給）のAさんは、週4日勤務で、日曜日が定期休日です。所定労働時間は日によって異なり（1日6～7時間、週28時間未満）、就労する日と所定労働時間は、1か月前に事業主から指定されます。このような働き方のAさんに、年次有給休暇をどのように付与し、具体的に年休1日あたり、いくら支給すればよいのでしょうか。Aさんの過去3か月の給与額と労働日数は下のとおりです。

月	8月	9月	10月	合計
給与額	112,400円	138,000円	134,400円	384,800円
労働日数（暦日数）	16（31）	18（30）	18（31）	52（92）

A 年次有給休暇（以下「年休」）は、労働者の申出に基づき労働が免除される日ですが、この休暇日に対して使用者には賃金の支払いが義務づけられています。労働基準法で定められた年休は、従業員が、6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上の日数を勤務すると10日取得できます。

また、パートタイマー等で一般従業員と比較して所定労働日数の少ない労働者に対しては、年休を「比例付与」することになります。具体的には、次の2種類の労働者が比例付与の対象となります。

- ・ 労働時間が週30時間未満であって、かつ週の所定労働日数が4日以下の労働者（週所定労働日数が4日以下でも週の所定労働時間が30時間以上の者は正社員の表に基づく）
- ・ 労働時間が週30時間未満であって、1年間の所定労働日数が216日以下の労働者（週以外の期間によって所定労働日数が定められている場合）

Aさんは、労働時間週30時間未満で、かつ週の所定労働日数が4日なので、比例付与の対象です。

週所定労働日数（年間所定労働日数）	勤続年数に応じた年次有給休暇日数						
	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
5日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
比例付与対象	4日（169日～216日）	7日	8日	9日	10日	12日	15日
	3日（121日～168日）	5日	6日	6日	8日	9日	11日
	2日（73日～120日）	3日	4日	4日	5日	6日	7日
	1日（48日～72日）	1日	2日	2日	2日	3日	3日

● 年次有給休暇の日に支払うべき賃金

年次有給休暇の日について支払うべき賃金については、次の3つの方法があります。

- イ 平均賃金（原則：3か月間に支払われた賃金の総額を3か月間の総日数で除したもの）
- ロ 通常の賃金（所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金）
- ハ 標準報酬月額（社会保険料の計算や給付の基礎になる標準報酬月額の30分の1）に相当する金額

上の3つのうちどれを選択するかは自由ですが、その都度選択するというわけにはいかないので、具体的には就業規則で定めておく必要があります。ただし、③による場合は、労使協定が必要です。

● Aさんの年休の付与と支払う額

Aさんは、週4日勤務ですから、付与日数は表の「比例付与対象」から求めますが、日曜日以外の休日は、不定期なので注意が必要です。年休を付与する日は、就労の義務のある日（労働日）ですから、使用者（ご質問者）は勤務表等で事前に労働日を指定し、労働者（Aさん）は、労働日にも年休を取得することができます。

また、年休の日に支払うべき賃金は、通常の賃金（ロ）であれば、その日に勤務するべき時間分の賃金を支払うこととなりますので、事前に勤務表等で指定した時間分の賃金を支払うか、労働時間は、その日その時の状況等でそれが困難な場合には、平均賃金（イ）とします。

なお、平均賃金とする場合、Aさんは時給なので、年休に支給する給与は、原則で計算した額と最低保障額（算定期間中の賃金総額÷算定期間中の実際に労働した日数×60%）のいずれか高い方となります。

原則：384,800円 ÷ 92日 ≒ 4,183円

最低保障額：384,800円 ÷ 52日 × 60% = 4,440円

したがって、Aさんの年休の1日あたりの給与額は、最低保障額の4,440円となります。